

「県民健康プラザ健康増進センター」内のレストランの入居者募集要領

1 趣旨

「県民健康プラザ健康増進センター」は、県民の生涯を通じた健康づくりを総合的に支援するための施設です。

施設の利用者等が利用できるレストラン等の飲食店の運営を行う者を募集します。

2 県民健康プラザ健康増進センターの概要

①名称	県民健康プラザ健康増進センター
②住所	鹿屋市札元1丁目8番7号
③構造	鉄筋コンクリート造り
④休業日	毎週月曜日（ただし、その日が国民の休日にあたるときは、翌日）
⑤営業時間	9時から21時まで（ただし、日曜・祝日は19時まで）

3 レストランの概要

①場所	県民健康プラザ健康増進センター1F北側
②面積	118.716㎡（客席60席程度） 34.117㎡（厨房） 13.132㎡（厨房前室）
③使用料	鹿児島県公有財産管理規則の定めによる （令和4年度・・・年間817,686円（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで使用した場合）） ※ただし、令和5年度以降も引き続き許可の更新を希望する場合は、前年度の収支状況を確認の上、減免率の取扱いを検討するため、使用料を見直すことがあります。
④休業日及び営業時間	上記健康増進センターの営業時間の範囲内で提案すること。
⑤入居期間	令和5年1月下旬～令和5年3月31日 その後は毎年度更新

4 応募資格

応募資格は、次の条件を備えた者とします。

- (1) 鹿児島県内に主たる事業所を有する法人又は鹿児島県内に住所を有する個人であること。
- (2) 飲食業に関する経験者を従事させること。
- (3) 過去3年間に食品衛生法による行政処分を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を完納していること。
- (5) 暴力団でないこと、又は暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (6) かごしま食の健康応援店に登録していること、又は登録予定であること。
- (7) 子ども向けメニューを提供すること。
- (8) 鹿児島県飲食店第三者認証制度の認証を受けていること、又は認証予定であること。

5 入居条件

- (1) 付属設備以外に必要な備品等は、すべて使用者の負担とする。
なお、営業に際し、許可施設内の原状変更の必要性が生じた場合は、県の許可を受けて変更することができる。
- (2) 光熱水費、消耗品、衛生管理等レストランの維持管理に要する費用は、すべて使用者の負担とする。
- (3) 健康増進センター全館及び敷地は禁煙とする。
- (4) 営業品目の種類・価格及びレストランの名称その他運営に関する基本的なことについては、別途協議（覚書を締結）すること。

6 応募方法

- (1) 応募期間
令和4年11月17日（木）～令和5年1月16日（月）まで
- (2) 提出書類
 - ア 応募申込書（様式1）
 - イ 業務内容企画書（様式2）
 - ウ 法人の登記事項証明書（個人にあっては住民票）
 - エ 定款（法人の場合）
 - オ 納税証明書（国税、都道府県税、市町村税）
 - カ 会社概要、営業内容がわかるもの（法人の場合、パンフレット等）
- (3) 提出先
鹿児島県くらし保健福祉部健康増進課 健康増進栄養係（担当：廣川，窪田）
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL 099-286-2717
FAX 099-286-5556

7 現地説明会

現地説明会を次のとおり開催します。現地において施設や設備等の確認が行えます。公募に参加される方は参加願います。

- (1) 日時
令和4年12月15日（木） 14時30分～15時30分（予定）
- (2) 場所
県民健康プラザ健康増進センター
- (3) 申込方法
現地説明会申込書（様式3）により、県健康増進課までFAXまたはメールでお申し込みください。
FAX：099-286-5556
メール：kenko@pref.kagoshima.lg.jp
- (4) 申込期限
令和4年12月12日（月）

8 選定について

審査及び選定は、当課が設置する選定委員会において、書類審査及びヒアリング調査を実施し、令和5年1月下旬頃に決定します。選定結果は応募者全員に文書で通知します。